

こんにちは。大阪聴力障害者協会の磯野です。私は、二組のろうあ者夫婦の裁判をお手伝いさせていただいています。

今、裁判は「除斥期間 20 年」が焦点になっております。一組の夫婦はその点で敗訴し控訴、もう一組の夫婦はこれからその点を争うこととなります。

コミュニケーション障害者、情報障害者として育ち、「聞こえる人たちに逆らってはいけない」と教え込まれ、「聞こえないから仕方がない」と諦めて生きてきた人たちが、宮城県の裁判を機に勇気を持って立ち上がっています。しかし、裁判の維持に大変な努力がいります。

裁判に関する知識がなく、裁判用語などの難しいことばを理解することが困難です。受けてきた旧優生保護法による差別の実態を表現することは、正確な情報を得ることが困難であり、年齢や、時間があまりにもたちすぎていることで記憶もあいまいになり、困難がつきまといます。

私は、弁護士さんや手話通訳者と共に、原告が裁判に必要な証言を自分の口で(手話で)話せるようにお手伝いしました。お互いにことばの意味、話の要旨がなかなか伝わらず、必要な話を引き出すために大変な思いをしています。

ろうあ者は、聞こえる人たちとのコミュニケーションのために、手話通訳が絶対必要です。しかし、原告が被害を受けた当時はそのような手話通訳の制度はありませんでした。つらく悔しい思いを訴えたくても話す機会さえ与えられませんでした。ろうあ者に対する相談援助の機関も脆弱でした。厳しい障害者差別の残る社会で、訴えるすべを持たないろうあ者が、旧優生保護法の差別性を訴えることは不可能でした。

旧優生保護法による被害の話は、手話通訳制度の成立、社会の障害者差別の考え方を見直す気運の盛り上がりがないと不可能でした。「除斥期間 20 年」の話を持ち出すことは、やっとの思いで非人間的な扱いをされた、過去の清算を求めて裁判に立ち上がった人々の、無念の思いを一蹴する事に他なりません。

私たちは、声も上げられなかった人たちの実態を正確につかむために、大阪府に対して旧優生保護法被害に関する調査と検証の実施、一時金支給法の周知徹底と被害者の人権回復を求め要望書及び質問書を提出し、その回答を 2021 年 3 月 30 日にもらっていますが不十分なものでした。

回答について、対面での意見交換会を強く求めています。大阪府はコロナ感染防止を理由に対面での説明は困難と主張しています。オンラインなら可能かとの問いには「約束は出来ないが検討する」との回答です。1 月中旬までの対面での意見交換会を求め、引き続き頑張りたいと思います。

大阪府は、他の障害者団体との要望懇談会に対しては、対面とオンラインの組み合わせで応じています。旧優生保護法被害者の救済の問題は最重要視しなければならない課題であり、決して軽んじられるべきではありません。大阪府が態度を変えるよう強く要望していきたく思います。